

労働雑誌『人と人』の廃刊：戦間期日本における労働政治の試行

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

45

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

223

(終了ページ / End Page)

256

(発行年 / Year)

1999-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006712>

労働雑誌『人と人』の廃刊

—戦間期日本における労働政治の試行—

高橋 彦博

- 一、調査研究機関としての協調会
 - 二、政党政治展開過程への積極的対応
 - 三、無産政党出現過程への対応（その一）
—永井亨の「社会思想」論—
 - 四、無産政党出現過程への対応（その二）
—藤井悌の「社会運動」論—
 - 五、『人と人』誌における添田敬一郎
—結びにかえて—
 - 六、協調会の軌道修正
- 〔付記〕『人と人』誌における塩沢昌貞

一、調査研究機関としての協調会

第一次世界大戦直後の一九一九年二月に設立された協調会について、「労資紛争の防止・調停」を主な事業内容

とする財団法人であったとする理解が定着しているが、⁽¹⁾協調会が設立された主目的は争議調停に置かれているのではなかった。創立時の「財団法人協調会寄付行為」においてこの法人の「目的」とされているのは、何よりもまず「社会政策に関する諸般の調査研究」と「其の実行」であった。「事業」項目の第一に掲げられているのも「社会政策に関する調査研究」であり、「其結果を公表する事」であった。「労働紛議の仲裁和解」は事業項目の第五項目にほかならなかった。労資協調主義は、必ずしも争議調停と直結させられていなかったのである。

協調会設立当初、中枢部分を構成する国家官僚出身の常務理事達は、協調会の役割を、寄付行為にある通り、社会政策の調査研究とその結果を公表する機関としての機能発揮にあるとする理解を頑なに守っていた。彼らは、労働問題の発生として具体的に浮上する国家の社会化状況を的確に把握していた。そこには、新たな社会問題の理解を時務的課題とする社会派官僚としての自覚があった。そのような初期協調会の役割自覚を示す好適な例がある。

協調会設立直後の一九二〇年七月に発生した富士瓦斯紡績会社押上工場の同盟罷業について協調会の態度表明が求められたことがあった。その時、協調会は、「堅実なる労働組合の発達は本会の主張たる労資協調の目的を貫徹する一方法である」と労働組合法の制定を求める原則的立場の表明を行なっている。そして、それだけであった。富士瓦斯紡の団結権をめぐる争議の内容については、労資の見解が「水掛け論に了はるは遺憾」であるとか、団結権容認あるいは否認の問題は「関係的問題」であるとか、「本会の態度も亦概括的に説明することができないのである」とする観察結果の表明に終わっている。協調会としての争議過程への直接介入は避けられているのである。ここで協調会は「労働争議の仲裁和解に対して極めて消極的態度を持するもの」との批判を受けたのであり、関係者が認めるように「同問題に対して本会（協調会）のとつた態度は一般社会及び労働者の期待を裏切るもの、如く考えられた」のであった。⁽²⁾

協調会の本来の役割が争議調停機関としての機能發揮にあるのではないとする協調会の自覚は、寄付行為においてだけではなく、一九二〇年一月に発せられた「協調会宣言」においても確認されている。この「宣言」では、協調会の第一の方針が「協調主義の宣伝普及」に置かれていて、「労働紛議」に対して「調停の労を執ること」は「主眼とするところ」ではないとされている。同じ一九二〇年一月、「協調会宣言」に続けて発表された「事業要綱」においても、「当面の事業」として第一に掲げられているのは「社会政策的制度及び施設の調査研究」であり「其結果を発表することであった。「当面の事業」の中に労働争議調停は含まれていなかった。⁽³⁾

争議調停事業に対する協調会の取組は一貫して消極的であった。その代わり、「寄付行為」で定められた第一の事業としての「社会政策に関する調査研究」と「其結果を公表する事」は、忠実に遵守された。その証として何よりもまず第一に挙げられるのは、協調会機関雑誌『社会政策時報』の継続的発行であろう。

今日までのところ協調会に関する唯一の研究書となっているのは、W・D・キンズレイが一九九一年に刊行した『近代日本における労資の調和—伝統的関係の改変』であるが、ここでは『社会政策時報』誌の英文のサブタイトルが『The Social Reform』となっていたこと、一九二三年の時点で各号五、〇〇〇部の発行となっていたことなどが注目されている。W・D・キンズレイによれば、一九二〇年から一九四七年に至る二七年間、発行が続けられた『社会政策時報』は、「広範な問題を論じ総じて高水準の研究を行なっている」ところの「この時期の最高に評価できる雑誌」となっていた。そして、この雑誌は、「戦間期日本の労働問題と社会問題を研究するにあたってもっとも有用な資料として今日に残っている」のであった。⁽⁴⁾

協調会には、機関雑誌『社会政策時報』のほかに、一九二二年四月から一九二八年一月までの七年間、「労働雑誌」と銘打って刊行された月刊誌『人と人』があった。協調会の実質的な代表者であった筆頭常務理事の添田敬一郎は、

この雑誌の創刊号で「労働問題は人の問題である」とする理解から『人と人』と命名したと説明している。二番目の常務理事であった永井亨は、『人と人』には「協調の意味」があり、この雑誌は「広く労働者の購読に供する」目的で発刊されたと説明している（同誌、一九二二年七月）⁽⁵⁾。

正史としての『協調会史』によれば、「大衆的な労働雑誌」である『人と人』は、六大都市をはじめとして北九州における鉱山所在地や、長野、群馬などの機業地域、阪神、中国その他の大工場所在地に読者層を持っていた。その毎月の発行部数は一五、〇〇〇部に達し、農村地方にも漸次普及するに至っていたとされている⁽⁶⁾。協調会発行の労働雑誌『人と人』は、『社会政策時報』誌のような学問的評価を受ける内容の雑誌ではなく、今日ではほとんど忘れ去られた雑誌となっているのであるが、以下においては、その『人と人』誌に、次の一点で注目することにした。

注目される一点とは、月刊誌として順調に発行を続けていた『人と人』誌の廃刊理由である。『人と人』誌は『社会政策時報』誌のように長期間、発行し続けられることがなかった。この雑誌の寿命は七年間であり短命であった。この雑誌は、一九二八年一月号の編集後記で突如として「此度計らずも此新年号を以て廃刊せねばならぬ悲しむべき運命に立到った」とする声明を発表しその号限りで姿を消している。何か外部から圧力が加えられた感じの廃刊の辞であった。

先に見た協調会の正史である『協調会史』では「遺憾乍ら事業整理の必要上八年の歴史を残して廃刊の余儀なきに至つた」とし、廃刊の理由が「事業整理」にあったとしているが、はたしてそれだけであったのか、あるいは、「事業整理」とは単なる財政問題を意味しているだけであったのか、いささか疑問を感じざるを得ない。廃刊宣言がなされる直前の号まで、恒例の「青年論壇」への投稿募集が、これも恒例の課題設定とともになされているのである。

『人と人』の廃刊理由には、財政問題に集約出来ない事情があったのではなかったであろうか。

- (1) 『広辞苑』には「協調会」資本家と労働者との協同調和を目的とし、労資紛争の防止・調停、及び社会問題の解決・調査・研究などを事業とした財団法人。大正八年東京に創立。第二次世界大戦後解散」とあって、この記述は、第一版以降、第五版に至るまで変わっていない。
- (2) 『協調会史―協調会三十年の歩み―』（協調会偕和会、一九六五年）三二―三三ページ。協調会関係者によるこの正史については拙稿「協調会誌」（稿本）と『協調会史』（正史）との間、『大原社会問題研究所雑誌』第四四五号、一九九五年一二月、を参照。
- (3) 初期協調会を代表する添田敬一郎が関与した「主要なる争議の調停」例として挙げられているのは「大正十年藤永田造船所、大正十五年住友別子銅山および日本楽器、昭和二年大日本紡橋工場、富士瓦斯紡本庄工場、昭和三年野田醬油、昭和四年横浜船渠、沖電気、昭和五年東京麻絲紡、富士瓦斯紡川崎、程ヶ谷工場、東洋紡、星製菓、東京電気芝浦製作等」である。添田敬一郎伝編集委員会（代表・永井亨）編『添田敬一郎伝』同君記念会刊、一九五五年、七〇ページ、による。九年間に一三件であった。協調会の代表的事業として争議調停をとらえ、添田敬一郎を約「三〇〇余件」の争議調停作業の代表者と見る分析が、島田昌和「一九二〇年代後半における協調会の活動―争議調停活動の検討―」（『経営論集』第三六卷二号、一九八八年二月、においてなされている。
- (4) W. Dean Kinzley, *Industrial Harmony in Modern Japan: The Invention of Tradition*. Routledge 1991. p.95. キンズレイのこの研究については、拙稿「協調会と大原社研」『社会労働研究』第四二巻第三号、一九九五年二月、を参照。
- (5) 以下、『人と人』からの引用に当たっては、誌名と表題を省略、本文中に発行年月のみを略記。なお、同右のキンズレイの著書において「人と人」は People Together と訳出されている。『人と人』誌は、その全号を法政大学大原社会問題研究所の協調会文庫で見ることが出来る。
- (6) 前掲（一の注2）『協調会史』三二六―三七ページ。

二、政党政治展開過程への積極的対応

原敬の政友会内閣で内務大臣を務め、原が斃れた後、政友会総裁と目されていた床次竹二郎が一四九名の議員を率いて政友会から分立し政友本党を発足させたのは一九二四年であった（残留派の議員数一二九名）。この後、政友本党が媒体となって、憲政会が立憲民政党となり、政友・民政の二大政党制が成立することになる。帝国議会が政党政治展開の本舞台となる状況にあって、二つの極の間を往復する第三の極を形成し、その中心になっていたのが内務省出身の官僚政治家である床次竹二郎であった。そして、その床次が内相時代に創設したのが協調会である。初期協調会の首脳部が、床次の政界活動に密着した動きを示すことになったのは自然の成り行きであったと言えよう。初期協調会の筆頭理事であった添田敬一郎は、協調会常務理事在職のまま政友会から衆院補欠選挙に立候補して当選したのを最初とし、その後も、政友本党から出馬し、後に民政党所属の議員となり、同党の役員となっている。協調会は、内務省の官僚が政界入りをする跳躍台の一つとなっていた。

政党政治の展開期は、そのまま獮官制（スポイルズ・システム）の展開期であった。同時に、政党政治の展開期は、官僚政治家出現の時代ともなっていた。原内閣以降、政友会系政権の出現、あるいは憲政会（民政党）系政権の出現の度に、知事を罷免され、任命され、それを繰り返した例が少なくとも一〇を数えている。また、知事・次官・部長の官歴から衆議院議員選挙に立候補した例は、一九一〇年代から二〇年代に掛けて二〇を越えると数えられている。⁽¹⁾これら官僚政治家の中で、床次の通算当選回数八回、添田の通算当選回数七回は多い方で、上位三位に入っている。床次竹二郎と添田敬一郎の内務官僚としての関関係は、そのまま政友会・政友本党と協調会の密着した関係となっていた。かつて現職官僚政界入りの最初の話題提起者となった床次であったが、今度は、協調会を床次新党の旗揚げ

事務所として利用するという公私混同問題の提起者となっていた。各紙の追及を受けた協調会は、監督官庁である内務省による事務監査を受ける事態に追いやられている。『読売新聞』（一九二四年三月二六日付）は、政友本党と協調会の関係を次のように問題にした。「芝公園の労資協調会は政友会の出みせのやうに見られたり、非難されてゐるのも久しい前からであるが、分裂以来は政友本党といふことになる訳だ、それは総務部長添田敬一郎氏をはじめ、第二部長田沢義鋪氏や情報課長の武藤七郎氏が、そろって政友本党の陣笠で名乗りをあげたからきた見方である⁽²⁾」。ただし、一九二四年の衆議院選挙に協調会から政友会を基盤に立候補したのは四人であり、無所属であった田沢を含め、全員が落選している。

協調会と政友本党との癒着は、協調会の設立以降の事業内容について基金の使用状況を含む点検を加えるべきであるとする要請を呼び起こした。『報知新聞』や『国民新聞』によれば、協調会とはそもそも「労資協調会⁽³⁾」なのであった。「百余名の企業家連がストライキぼつ発の緩和機関として作ったのが現在の協調会なのである」とされている。それにも関わらず協調会が政友会分党派の事務所となっていて、本来の事業活動としての争議調停への取り組みを見せていないのは問題であるとされたのであった。これら各紙の記事の内容をまとめると以下のような⁽³⁾になる。——協調会の会館は「芝公園にあたりをはらふ大建築」である。一千万円（別紙の表現は五百万円）の財団資金の使用権は「理事長」添田が握っている。添田の年俸は八千円（別紙によれば六、七千円）で、機密費が一万円から一万二千元ある。課長級の年俸は五千円から七千円（別紙によれば四千円見当）で、いずれも知事級である。理事は賞与が年俸の半分あって大臣級の高給となっている。役職員の朝晩の送り迎えは備え付けの自動車二台が使用されている。職員数一四〇余名で年間経費に六〇余万円を費消。すでに三〇万円以上も基金に喰い込んでいる。本来の目的である争議調停に取り組むことなく雑誌が二種類発行されているだけである、云々。

協調会が内務省の事務監査を受けたのは一九二四年九月であった。監査官の復命書⁽⁴⁾の冒頭には「協調会ハ一般事務及会計ニ付イテハ、世間ニ於テ非難スルガ如キ紊乱セル事実ヲ發見セズ」と明記され、世間の非難、特に財団基金と一般会計からの政党資金への流出という疑惑に應える事務監査であったことが認められている。事務監査とされながら、その監査内容は、「協調会ノ目的」「協調会ノ機関」「協調会ノ事業」と協調会の総体に亘る点検となっていた。

注目されるのは、この「復命書」において、協調会の在り方に関して「相当距離ノアル二ヶノ矛盾セル考ヘガ会内ニ存在スルモノノ如シ」とされていることであり、その二つの矛盾する考えの一つが「資本家的ノ見方」であると考え、他の一つが「純然タル社会政策ヲ主張スルモノ」であるとされている点である。しかも、この「復命書」は、協調会の在り方について、「資本家勢力ト矛盾衝突スルに至ル」であろうと予想しながらも、あえて「真ノ社会政策ヲ旗印トシテ名実共ニ活動」することを求めているのであった。この「復命書」が具体的に指示する協調会の事業は「社会政策思想ノ普及」であり「労働事情ノ調査」「外国労働問題並ビソノ学問上及實際上ノ対策ニ関スル研究調査」などであった。争議調停については「一時的末葉的出来事ニ拘泥スルハ不可ナルヘシ、例ヘバ個々ノ労働争議ノ調停其ノ他処理等ニツイテハ、アマリ立ち入ラザルヲ可トスベシ」とされていた。争議調停は、協調会にとって「根本的基礎的方面」の事業ではないとされたのである。

安井監査官が予想した通り、社会政策の調査研究と社会政策の推進を方針として堅持する協調会の姿勢は「資本家勢力ト矛盾衝突スル」事態を招来することになった。「澁澤栄一日記」⁽⁵⁾には「添田敬一郎氏今日帰京ノ由ニテ来リテ別ヲ告グ、依テ協調会ノ将来ニ関シ注意スル所アリ」(一九二五年一月五日)とか、「協調会永井亨氏来リ、労働争議調停ニ関スル内務省諮問ノ答申書ノ事ヲ協議ス」(一九二五年二月三日)などとある。この時期、澁澤が、しばしば添田から協調会について報告を受けている模様が同日記の記録からうかがえる。また、澁澤家所蔵資料によって、協調

会副会長である澁澤が、日本工業倶楽部専務理事であった中島久吉（協調会常議員）の協調会に対する「非難」を承知しており、王子製紙社長・藤原銀次郎（協調会評議員）の「労資協調会解散の提唱」に接していたことを確認出来る。

協調会を非難し糾弾する財界の意向を代弁する役割を果たしたのは『読売新聞』であった。『読売新聞』は、当時「虎の門事件」で警視總監を辞任した正力松太郎を社長に迎えた直後であり、発行部数を数万部から数十万部、やがて百万台へ飛躍させる急成長の開始点にあった。その『読売新聞』が、「協調会めちやく」「古手官吏の收容所」「幹部総辞職」などと協調会解体論を展開したのは一九二六年前半のことである。⁽⁶⁾『読売新聞』のこれらの記事において、協調会批判の焦点は、「設立の趣旨を没却」している状態を衝くところから、協調会が「協調どころか扇動的な言動をなす事が多い」点を指摘し「俗潮に媚びて左傾派の傀儡となつてゐる様な事が多い」と批判するところへ転移させられていた。

協調会は、労働争議の調停機関としての職能を果たしていないと非難されるだけでなく、調査研究機関として展開する社会政策論の内容と社会思想の導入者としての役割自覚そのものを否定される事態に直面したのであった。ここで協調会が会の外部から加えられる攻撃に対して見せた対応は、常務理事の一人、永井亨に辞職を迫ることであった。一九二八年一月の『人と人』誌廃刊に先行する「事業整理」としてあったのは、一九二六年七月における永井常務理事の辞任であった。

(一) 升味進之輔『日本政党史論・第四卷』（東京大学出版会、一九六八年）、第一章「官僚制と政党化」参照。政党政治展開期において、官僚は在職のまま議員に立候補出来た。落選の場合、そのまま官職に留まることが出来た。添田がその例となっている。ある内務官僚は、高等官食堂で伝受される心得の中に金銭問題と女性関係は含まれていたが「政党に気をつけろと

いうような事は、誰も云われもしなかった」と回顧している(同上、二二〇ページ)。むしろ、知事など地方官の心得とされたのは「政党支部と協力して大いに党勢拡張にとめること」であった(同上、二二六ページ)。

(2) 濫澤青淵記念財団竜門社編『濫澤栄一伝記資料』第三二巻(同刊行会刊、一九六〇年)、財団法人協調会の款の所収資料による。同書、五五〇ページ。本節以下、各節引用の当時の新聞記事は、いずれも同上の所収資料による。

(3) 『報知新聞』「協調会の大乱脈」一九二四年一月二四日、「山積された事務を顧みぬ協調会の三候補者」一九二四年三月二六日、「滅亡に近づく協調会(1)」(5)一九二四年八月二六日(八月三〇日)、「いよいよ内務省が協調会の内部調査／本紙の記事により世論沸騰／肅正の手幹部に及ばん」一九二四年九月二一日。『国民新聞』「ぐらつき出した協調会」一九二四年四月三日。『東京朝日新聞』「政治教育の希望に燃えていよいよ協調会を去る田沢氏のよろこび」一九二四年八月一日、「両氏辞任を機に協調会新陣容」一九二四年八月一三日。『濫澤栄一伝記資料』第三二巻五四九〜五五九ページ。

(4) 添田敬一郎が濫澤栄一宛に「内務省ヨリ事務監査ノ為メ出張相成候」との添え書きで「漏洩ヲ憚ル」文書として届けられた「安井事務官復命要綱写」がある。同右『濫澤栄一伝記資料』第三二巻、所収。同書、五四五ページ以下。派遣された監査官「安井」とは、安井英二のことであったであろう。安井は後に協調会常務理事を短期間ではあるが務めている。

(5) 同右『濫澤栄一伝記資料』第三二巻、所収分による。同書、五五九ページ。「労働争議調停に関する内務省諮問」と、それに対する協調会の「答申書」については、今後の資料掘り起こしの課題とさせていただく。

(6) 『読売新聞』一九二六年二月七日、五月二二日。『濫澤栄一伝記資料』第三二巻、五六一〜五六二ページ。

三、無産政党出現過程への対応(その一)

—永井亨の「社会思想」論—

設立当初における協調会の中核は、添田敬一郎と永井亨と田沢義舗の三常務理事によって構成されていた。役割分担は、添田の総務部長、永井の第一部長(調査ほか)、田沢の第二部長(教務ほか)となっていたが、田沢は協調会の

協調主義よりも精神主義的な青年運動に強い関心を示して協調会の役員に成りきっていないところがあつた。田沢は、三人の中では一番早く、一九二四年に協調会から去つて⁽¹⁾いる。實質的には添田と永井の二常務理事による両頭体制で初期協調会が支えられていたのであつたが、添田と永井の二人の關係は必ずしも円滑ではなかつた。

後日の回顧であるが、永井が「当時内務省内には添田氏を理事長としたい意見もあつたが私が肯んじなかつたので沙汰やみになつた」と述べている例がある⁽²⁾。内務官僚出身の政治家・床次竹二郎との距離關係において、内務省出身の添田の方が鉄道院出身の永井より優位に立つ実態があり、それへの反発として、永井の添田に対する抵抗の姿勢がかなり露骨に示される結果となつていたのであろうか。この二人の対立關係が、内務省内部に発生してゐた「牧民派」と「研究派」の違ひの延長線上にあつたことは確かである⁽³⁾。

ここで、ある皮肉な事態が生じた。協調会が「政友会の出みせのやうに見られ」ていると伝えた『読売新聞』(一九二四年三月二六日付)の記事にあつては、「独りぼつち」で協調会を守る永井常務理事という図式が描かれ、「少なくとも私を知つてゐる人は永井の居る内は本党(政友本党)の機関になぞなりはしませんといつてゐる」とする永井本人の言が紹介されていた。確かに、床次竹二郎に付随して政友本党から立憲民政党へと官僚政治家のコースを辿つていく添田と違つて、永井は、既成政党的の政争に巻き込まれることがなかつた。「政友・憲政」二大政党的の政争過程への関与で協調会から去らなければならなくなるのは添田であり、残るのは永井という図式が出来たかに見えた。しかし、協調会から身を引くことになつたのは添田ではなく永井なのであつた。

永井常務理事の辞任を伝える『東京朝日新聞』(一九二六年六月二九日付)は「体のいゝ詰腹を切らされた永井博士」とし、協調会はこれを機会に「添田敬一郎氏の一頭政治」に転化するであろうと伝えている。内務省安井監査官の「復命書」で指示されてゐた「世間ニ風評セラル、ガ如キ、常務理事間ノ反目」を克服するための「常務理事ハ之ヲ

一人トナシ」とする新体制がとられることになったのであった。

政友本党への関与で協調会における添田の地位が危なくなつた時、永井が協調会の内部で添田を搦手から落とす策動をしたと伝えられていた。⁽⁴⁾ 永井は、協調会の内紛の原因になったとして退任を迫られたのであつたかに見える。この時期、頻繁に澁澤栄一と会つて協調会関係の報告を行ない、相談し、指示を受けていたのは添田であつた。添田と永井の対立を含む協調会問題についてトップ会談を構成していたのは澁澤栄一と末次竹二郎の二人であつた。二人の会談結果が澁澤から団琢磨に伝えられ、その上で協調会の評議員会が招集されるという構造になつていた。⁽⁵⁾ 永井が「詰腹を切らされる」結果となる背景にあつたのは、内務官僚実力者と財界代表との間の協議体制であつたのである。

ところで、右の『東京朝日新聞』の永井「詰腹」辞任報道には注目される指摘が含まれていた。同紙の記事の見出しに「辞職の背後に資本家の手」が伸びていたとあつたのであり、記事の中で「最近に至り、策動家連は一せいに攻撃の矢を永井博士や会内の某課長に向くるに至つた」とされていたのである。永井が「詰腹を切らされる」結果になつたのは、添田との内輪揉めが原因であつただけではなかつたのであり、協調会に加えられる外側からの規制力として「資本家の手」があり、「策動家連」の存在があつたとされているのである。

永井は、先に見た第二次大戦直後の時点における協調会回顧の一文において、永井自身に「言辞理屈に偏し」たところがあり、加えて「叛骨」の姿勢があつたので、「就任後六年にして遂に同会（協調会）を退いたことは当然の帰結と云わねばならぬ」としている。だが、それだけではなかつた。永井が協調会を去らなければならなかつたのは「大正の末年工業倶楽部より澁澤副会長に対し私（永井）の退任を迫り、同副会長より私に対して辞表提出方を申渡された」経過があつたからであつた。当時の協調会に対する外部の規制力となつていた経営者団体政治部・日本工業倶楽部の存在が永井によって確認されている。永井の端的な言明によれば、永井が「澁澤副会長とは労働争議に關す

る見解を異にし、資本家、経営者に対しては前述の如き政策を公にして毫も憚らなかつた。」ので、永井は、濫澤と日本工業倶楽部によつて協調会からの退任を迫られたのであつた。⁽⁶⁾

ここで、永井の言う「前述の如き政策」とは、具体的には「労働組合法の制定による團結権の確保、団体交渉による労働協約の締結、労資代表の加盟による協調会の開催等」であつたとされている。協調会が「協調どころか扇動的」であると言われ、「左傾派の傀儡となつてゐる」と非難される時、攻撃の対象となつていたのは、おそらくは永井のコーポラティズムであつたのである。

永井は、協調会設立直後、協調会の事業を説明する『人と人』誌の一文の冒頭で、「資本家の寄付も国庫の補助も本会に対して、何等の条件とか制限とかをつけてゐないのみならず、之に依て本会の目的なり事業なりが何等左右されることはない」と言い切つていた（一九二二年六月）。永井は、協調会は政府機関でもなければ公共団体でもない「一の公益法人」であるとする厳密な法的解釈を加えた上で、協調会の寄付行為によれば、この公益法人の事業活動の第一にあるのは「社会政策に関する調査研究」であることを明示していた。永井によれば、協調会は、労資協調主義によつて嚮導される機関ではあつても、資本や政府の意向を無媒介に体する機関ではなかつた。永井のそのような協調会に独立した法人格を付与する理解が、たとえ寄付行為に基づくものであつたとしても、協調会に「労働争議の仲裁和解」機関としての世俗的機能発揮を求めめる経営者団体から非難攻撃される基本因となつていたのである。

永井が排撃された理由は、それだけではなかつた。協調会常務理事就任以降の永井個人による「社会政策に関する調査研究」は極めて活発であつた。『社会政策時報』や『人と人』などに発表された雑誌論文のほかに、刊行された単著が確認された限りにおいても一〇点近くある。⁽⁷⁾ それらの著作を通じて、永井の思想的立場は率直に、大胆に明示されて、それは、一言で言えば社会民主主義にはかならなかつた。協調会を「社会政策に関する調査研究」機関

と理解してただけではなく、その「調査研究」の成果として社会民主主義論を公然と展開して見せる永井であったのである。しかも、その社会民主主義論においては、一方における既成政党批判が厳しくなされ、他方において強い労働政治への期待が表明されていたのであった。⁽⁸⁾ 憲政本党との関係を問われた添田が当面は無罪釈放となり、永井が「話腹を切られる」結果となったのは、その意味において「当然の帰結」であったのかもしれない。

社会思想と社会政策を日本に固有の国民思想に同化させることによって定着させようとする永井の基本発想は、協会就任の二年後に行なった欧米の「一瞥」によって醸成されたものであることが、永井が『人と人』誌に発表した海外視察報告からうかがえる。独、伊、仏、英、米、と五カ国を訪れた永井は、第一次大戦後のこれらの国々の「戦後経営」にあたって発揮されているのが「国民精神」であり、そこに「国民精神と社会思想との関係」が表出しているのを見出した。そこから、永井は、「国民精神の振興は我国の今日に何よりも急務である。同時に社会思想の発達は我国の今日に何よりも急務である」(一九二四年二月)と説くのであった。

こうして「国民精神と社会思想」なるテーマが設定され、その結論が社会民主主義の国民思想化となるのであった。永井は、関東大震災時に発生した「幾多の不祥事件」についてかなり率直でいただいたなアプローチを試みていた。⁽⁹⁾ 永井は、震災後の『人と人』誌における「国民精神の振興」を説く一論で「今更ながら我国民は自らの文明と思想のほどをも嘆ぜざるを得なかった」と指摘している。関東大震災時の諸事件は、永井にとって、精神的復興を日本社会の「時務」的課題であるとして「国民精神と社会思想」を論じる絶好の機会となった。永井は「何よりも先づ政治、経済其他の社会組織制度の民主化又は社会化を計るより急務なるものはなからう」と説く。その際、「社会組織の改良改革」には「国民の精神が伴つてゆかなければならぬ」とするところに永井特有の論理展開があった(一九二四年九月)。日本国家の社会化が国民精神論として説かれるのであった。

一九二八年一月における『人と人』誌の廃刊理由は、『協調会史』にあるように「事業整理の必要」であったのであろうが、事業整理の理由の中には、『人と人』誌が、永井の論議のような国体論を相対化する社会思想展開の場となっていたことが含まれていたことも確かであったと言えよう。

(1) 田沢義輔は、一九二三年に無所属で衆議院に立候補、落選したあと協調会から離れている。内務省時代からの青年団運動に献身。一九四〇年、産業報國会の派生で空席が生じた協調会の常務理事ポストに復席。一九四四年に病没。産報批判派で通した。永作喜輔「青年の父・田沢義輔」『IDE教育選書106』民主教育協会刊、一九六六年、を参照。田沢について詳しくは、木下順「日本社会政策史の探求(上)―地方改良、修養団、協調会―」『国学院経済学』第四四巻第一号、一九九五年一月、がある。

(2) 永井亨「協調会の思い出」、前掲(一の注2)『協調会史』所収。永井については、拙稿「新官僚・革新官僚と社会派官僚」『社会労働研究』第四三巻第一・二号、一九九六年一月、で「社会派官僚の先駆けの一人」となる新官僚としての位置付けを試みている。なお、藤野豊「協調政策の推進」『近代日本の統合と抵抗』(日本評論社、一九八二年)所収、をも参照されたい。

(3) 升味準之輔、前掲(二の注1)『日本政党史論・第四巻』二二二ページ。ここで元内務官僚の次のような回想も紹介されている。「やっぱり内務省の人というのはね、大体において政治家的色彩をもっていますが、学者的な検討というのは全然しないのです」「だからあそこへ入った人は、はじめから政治家の小さなタイプみたいなんです」「そういうこと(学者的な検討)をする人といえば、大体において非常に古くからの人、老巧な人です」「属官でもって優秀な人がいまして：地方財政の研究とか、地方行政の研究とかしました」。

(4) 『報知新聞』一九二四年八月二八日。『澁澤栄一伝記資料』第三二巻、五六五ページ。

(5) 『東京朝日新聞』一九二六年六月一日。『澁澤栄一伝記資料』第三二巻、五六二ページ。

(6) 永井「協調会の思い出」。前掲(一の注2)『協調会史』所収。

(7) 『戦後の失業問題』 巖松堂、一九二二年。『労働問題と労働運動』 巖松堂、一九二二年。『社会政策綱領』 巖松堂、一九二三年。『国民精神と社会思想』 巖松堂、一九二四年。『婦人問題研究』 岩波書店、一九二五年。『社会読本』 日本評論社、一九二六年。『社会思想文典』 政治教育協会、一九二七年。『国家より社会へ』 早稲田大学出版部、一九三〇年。『新日本論』 三笠書房、一九三五年。以上のほか『日本政党論』一九二七年、『新産業政策論(各国政党の主義及政策)』 巖松堂、『産業立憲と産業福利』 巖松堂、『労働問題と失業問題』 巖松堂、などの刊行があった模様。

(8) 永井の既成政党批判の姿勢は、添田が走った政友本党についての評価に端的に示されている。「或は官僚知識階級に属すべきものが中心となつてゐる関係から自ら労働無産階級寧ろ中産階級の利益を保護せんとする社会改良党に変形してゆくやも知れず、或は又た世評の如くに藩閥貴族階級と結託し財閥地主階級の利益を代表せんとする保守党と化するやも知れない。要するに我国の政党には主義思想がなく従つて政綱政策の一定したものがなく政治家の脳裡には社会思想の発達したものがない」(右記文献中の『国民精神と社会思想』一九七ページ)。他方で永井は無産政党支援の立場を明らかにしていた。協議会から去つたあと、社会民衆党の選挙活動に参加し、無産政党の合同協議に加わつていたなどの記録が見られる(一例として『社会運動往来』一九三〇年五月)。

(9) 永井の関東大震災事件の把握は次のようになされている。「過般の大災は遺憾ながら自警団の暴虐、義賊の掠奪、労働運動者の誅殺、無政府主義者の虐殺といふが如き幾多の不祥事を産んだ。鮮人事件と甘粕事件とはその最も重大なるものであつた。遺骨の掠奪事件は甘粕事件の副産物である。…然るに災後四ヶ月を経過したとき驚くべき怖るべき不敬事件が突如として勃発して全国民を震撼させた、真に戦慄すべき不祥事である。更に又それより旬日後に一鮮人の投弾不敬事件をも発生した。いかに災後変態の社会とはいへあまりにも不祥の事変が続発したのである」(同右『国民精神と社会思想』一二五―一二六ページ)。永井は「我内国民と朝鮮人との間」にある「人種民族」の違いを直視し安易な同化策を拒否する姿勢を示していた。したがって、関東大震災時における朝鮮人虐殺については「我内国民の態度は許すべからざるもの」と明快である(同書、一二二ページ)。大杉栄その他の虐殺については「聖代の不祥事」と憲兵隊員を糾弾するだけでなく、「世人の一部」が「彼の心事を称たへ」たことを挙げ、「一般民衆の思想」の傾きを批判する姿勢を明らかにした(同書、一三〇ページ)。いわ

ゆる「虎の門事件」の「大逆の青年」については、彼に「誤れる我が国体論」についての疑惑と「ボルシエヴィキ」革命についての「夢想」が同居していたのではないかとする。ここでも、永井は「我が国民精神と社会思想との関係を憂ふべき必要がないであらうか」と、独特の見解を披歴するのであった（同書、一三九ページ）。なお、大審院判事・永井岩之丞の一事であり、アッパー・ミドルの出身と思われる永井であったが「貴族と財閥とは接近して道徳頹廢の根本を示してゐる」と身分制社会への批判意識を隠すことをしていない（同書、九〇ページ）。部落差別については、それを封建時代の迷信の残存にほかならないとした上で「斯かる階級に対して豪末ども差別的待遇をなすことは我国民の恥辱である」と言い切っている（同書、一一六ページ）。

四、無産政党出現過程への対応（その二）

—藤井悌の「社会運動」論

政党政治が展開される状況は、普通選挙制度が実施される過程でもあり、同時に無産政党が出現する過程でもあった。大日本帝国の枠の中で増大する社会の領域に対応する役割を自己に課し、主要な事業を労働争議調停に限定する位置付けに抵抗していた協調会は、既成政党の再編過程で一役買う地点に傾斜しただけでなく、普選実施に伴う無産政党結成過程への積極的な関与をも容認していた。無産政党結成の推進母体となったのは一九二四年に発足した政治研究会であったが、その政治研究会の全国大会や講演会にしばしば会場を提供したのは協調会であった。それだけではなかった。協調会調査課長である藤井悌が政治研究会の中央委員となり、無産政党綱領の草案起草者となることを容認していたのである。この藤井は、協調会の中で、結成された無産政党の一つである社会民衆党を支持する立場を隠そうともしていなかった。藤井の場合、協調会における協調主義の主旨を労働争議発生の防止と調停にあると心得ていなかっただけでなく、協調主義の発現をほかならぬ社会民主主義の展開に求める見解を月刊誌の発行によって

明らかにするという積極性まで示していた。

過去五年間の経過を振り返って、協調会を「無用の長物」と判定し、「根底的に改革するか」あるいは「葬り去るか」であると断じたのは『報知新聞』（一九二四年一月二四日付）であったが、同紙がそのような断定を下す切掛となったのは、先に見たように、協調会が「新政クラブの誕生にまつはつて、同会の極度の乱脈を暴露するに至つた」事態であった。やがて政友本党となる新政クラブが、床次竹二郎によって政友会の内部に結成された時、その新生クラブの創立事務所のような協調会について、同紙は次のように報じている。添田常務理事が「この数日来、武藤情報、想田社会、藤井調査等の、各課長に命令して、新政クラブの院外团的な仕事を強要して居たが、公私混同の命令に従順そのもの、課長連は、二十三日は殆ど夜を徹せんばかりにして『一、教育の振作、二、思想の善導、三、民衆を代表し…』など、新政クラブの宣言綱領の起草に夢中になつてゐる」。ここで名が挙がっている「藤井調査」課長とは藤井悌のことにほかならなかつた。⁽¹⁾

藤井悌は、協調会が一九二〇年に発表した「協調会宣言」の執筆者である。⁽²⁾藤井は永井亨と共に協調会における理論的中枢を構成していたが、職分としては「御祐筆」の役にあつたと見れる。協調会の綱領とも言うべき「協調会宣言」を執筆した藤井であったが、上記『報知新聞』によれば、その藤井が、今度は、清浦内閣の支持政党となる政友本党結成を準備する組織の綱領文書の起草作業に加わっているのであつた。しかも、協調会の職務の「公私混同」形態においてである。

協調会の「御祐筆」藤井の綱領文書作成作業は、そこに留まらなかつた。清浦内閣の成立と、床次竹二郎を総裁とする政友本党の旗揚げがなされたのは、一九二四年一月であつた。政治研究会が無産政党组成準備機関として発足したのは、その直後の一九二四年六月である。藤井は、この政治研究会の中央委員となり、そこで無産政党组成綱領草案作

成事業に参加している。政治研究会の案として採用されることはなかったが、無産政党綱領「藤井私案」が発表されたのは一九二五年八月であった。⁽³⁾この私案で、藤井は「有産階級と無産階級との利害の合致を見出すことは、もはや一時的にも不可能となった」とする分析を基に、経済綱領としては、第一に「土地、電力及び基本的産業機関の公有」、第二に「公私企業に於ける経営協議会制度の実施」を提示している。政治綱領としては、治安維持法の廃止、男女の無制限選挙権、貴族院の廃止、職業団体代表会議の設置、軍部大臣の武官制度と帷幕上奏権の廃止、などを挙げている。そこで「文官任用令の撤廃」が提起されていたことに注目しておきたい。

協調会藤井課長の無産政党への積極的関与とその思想的立場が問題にならないことはなかった。常務理事の永井亨が「詰腹」を切らされた時、その背後に「資本家の手」が伸びていると指摘したのは『東京朝日新聞』（一九二六年六月二十九日付）であったが、その記事の中には、先に見たように「最近に至り、策動家連は一せいに攻撃の矢を永井博士や会内の某課長に向くるに至つた」とあった。⁽⁴⁾ここで「某課長」とあるのは、これもまた、間違いなく藤井悌のことであったであろう。しかし、「資本家の手」から「攻撃の矢」を放たれる的となっていたにも関わらず、藤井の無産政党への関与はさらに深められることになる。

一号限りの発行であったが、一九二七年一〇月に出現した月刊誌『社会運動』（発行所・社会運動社）がある。巻頭に「雑誌『社会運動』発行に就て」とする発刊宣言が発表されていて、その著名人は「吉野作造、小野武夫、藤井悌」の三人であった。そして、この発刊宣言を執筆したのも藤井であった。⁽⁵⁾

月刊雑誌『社会運動』創刊の経過については『吉野作造選集』の刊行でようやく世に出た「吉野日記」が参考になる。そこでは、一九二七年二月六日、「社会思想に関する理論雑誌」発行の件で藤井悌が八次（二夫）、赤松（克麿）と共に吉野を訪れたと記録されている。日本評論社から発行する方針が検討された模様である。一九二七年六月一日

には、「藤井悌君を中心として右翼理論の雑誌を作らうとの過般來の話の相談」をする会に吉野が出席し、藤井、矢次、三輪（壽壯）などと「超政党史場で独立不羈のものを作らう」ということに相談をまとめた⁽⁶⁾と記されている。出席予定者の中に赤松（克麿）の名があった。吉野の言う「右翼理論」とは、無産政党で言えば中間派と右派が協同する立場の理論のことであった。

吉野の言う「右翼」に自らの場を設定する藤井が『社会運動』創刊号の発刊宣言で提示した視点は、一言で言えば福本イズムの相対化であった。藤井は言う。——「我国の社会思想及至社会運動に関する論壇」に漂っている「一種陰鬱なる或るもの」がある。その一つであるが「十分の戒慎を要するもの」として「イデオロギーの固定」がある。そこには「自己主張と対手の打倒とにのみ没頭してゐる」姿勢が見受けられる。「我国における社会運動理論」が求めているのは「精密にして謙虚なる批判検討」である。「言論上のクーデター」に制圧されない「囚はれざる立場にある新しい言論機関の出現」は必ずしも無意味ではないであろう。

福本イズムの偏狭さを排除する趣旨の月刊誌『社会運動』創刊号の構成を見ると、巻頭論文に吉野作造の「田中内閣の満蒙政策に対する疑義」が掲げられ、その後、美濃口時次郎「所謂『吾国資本主義現段階』の論争を評す」、西尾末広「大右翼結成を提唱す—ファッショを如何に克服すべきか」、上条愛一「大正十二年時代の労働運動—知識階級排斥運動に就て」の三本が続いていて、発刊宣言で藤井が求めていた「我国における社会運動理論」における福本イズムの全面制圧を許さない「余地」が具体化されているのを確認出来る。

協調会調査課長としての藤井の理論作業は、日本評論社の「社会科学叢書」の一点として一九二九年に刊行された藤井著『各国労働党・社会党・共産党』に遺憾なく結実している。ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、アメリカの社会党、労働党の沿革と現勢を英・独・仏語の文献でとらえ、最後の章で各国共産党を分析したこの二五〇ペー

ジほどの小著は、報告書の記述スタイルをとっているにも関わらず、その事実認識の背後にある著者の学識を十分に窺わせるものとなっている。各国別の数行の要点説明に、藤井の各国社会党・労働党・共産党の歴史と現況についての洞察が凝縮されているのを読み取ることが出来る。

協調会における異色の人物としての藤井梯については、協調会社会政策学院の受講者であった横川四郎（日本評論社『経済往来』編集部）の追想文が藤井の人物像を描き出して参考になる。⁽⁷⁾横川の追想文によれば、藤井が協調会を辞任したのは永井亨が協調会を去った四年後の一九三〇年であった。『人と人』誌が廃刊になったのはその間のことである。藤井の訃報が伝えられたのは、藤井が協調会を去った翌年の一九三二年のことであった。

横川の追想文の中では、藤井について、マルキシストを自称する藤井であったが「甚だデリカシーな感覚」と「敬虔な感情」の持ち主であったこと、「理想主義者」であり「人道主義者」であったことなどが指摘されている。藤井は、『人と人』の誌上で、「ナボリの日記」（一九二四年四月）と「パリの日記」（一九二四年七月）を発表している。⁽⁸⁾藤井の滞欧日記を見ると、横川の藤井についての「社会科学の認識と、人道主義的理想主義との内面的抗争の為に、最後まで苦しんでゐられた」とする指摘が的確であったことがわかる。『人と人』誌の廃刊は、藤井のそのような懊悩を表明する場が協調会から消えたことを意味していた。

(1) 『波沢栄一伝記資料』第三巻、五四九ページ。藤井梯については、前掲（三の注2）抽稿「新官僚・革新官僚と社会派官僚」で、新官僚層に身を置く「社会派官僚の一人」としての位置付けを試みている。以下、若干、重複する指摘あり。

(2) 永井亨、前掲（三の注2）「協調会の思い出」による。永井亨が藤井梯に「協調会宣言」の執筆を依頼したとされている。そのような永井と藤井の関係であったが、労働組合法案をめぐる真向から対立していたことが米川紀生「協調会の労働組合論」『新潟大学経済論集』第二六・二七合併号、一九七八・一九七九年、その他によって指摘されている。

(3) 政治研究会については法政大学大原社会問題研究所編、日本社会運動資料／原資料篇『政治研究会・無産政党組織準備委員会』法政大学出版局、一九七三年、を参照。なお、拙稿であるが「政治研究会における〈大衆政党〉の構想」『社会労働研究』第一七号、一九六四年二月（『日本の社会民主主義政党』法政大学出版局、一九七七年、に所収）をも参照されたい。

「無産政党綱領私案（藤井悌氏）」については同上『政治研究会・無産政党組織準備委員会』六五ページ以下、中央委員名簿については同上二三ページ、を参照。政治研究会による講演会、演説会、大会、の会場としての協調会の利用については、同書、六、九、五一、九四ページを参照。「藤井私案」が「撤回」される経過については、同書巻末の「解説」（大野節子）が詳しい。四九四ページ。

(4) 『渋沢栄一伝記資料』第三二巻、五六三ページ。

(5) 月刊『社会運動』の発刊宣言は「陰鬱なる思想論壇の空気」という題名と藤井悌の名で協調会の社会政策学院同窓会機関誌『同窓会々報』創刊号、一九二七年八月、に転載された。

(6) 松尾尊兌、三谷太一郎、飯田泰三、編『古野作造選集15』岩波書店、一九九六年。

(7) 「藤井さんを想ふ」『主潮』（社会政策学院同窓会報）第一五号、一九三五年一月。

(8) 藤井悌『ナポリの浮浪児』（発行所、発行年、未確認）では次の一首が詠まれているという。同右『主潮』第一五号、による。

ナポリなる古き酒場のかたすみに頬杖つきし夜頃し思ほゆ

ナポリなる古き酒場に知り会ひしかの蓬頭の音楽師はも

五、『人と人』誌における添田敬一郎

内務大臣である床次竹二郎の指示で協調会の設立に当たった現役内務官僚としての添田敬一郎であったが、結局、自身が内務省地方局長から転出し協調会の第一常務理事に就任することになった。添田は、新官僚として社会派内務

官僚の再先端を行く役割の引き受け手となった。

地方局長時代に米騒動に直面し、その「前後策に奮闘」した経験が、添田の社会問題開眼の契機になったとされている。⁽¹⁾ 地方局長として救済事業調査委員会の委員となっていた経験も無視出来ないであろう。添田は、労働組合の法的承認を前提とする社会政策論の提起者となった。協調会に労働組合の代表を加え得なかった原点を原罪として常に自覚する、そういう意味におけるリベラルなコーポラティズムの理念の追求者となった。⁽²⁾ そのような添田の新官僚としての社会派的問題意識を展開する格好の場となったのが、労働雑誌『人と人』であった。同誌には、添田の論文が約一〇点ほど発表されている。

勤労即修養

先にも触れたように、添田によれば「労働問題は人の問題」であり、それは「人と人との関係」の問題であった。労資関係を人間関係でとらえる視点から協調会における労働雑誌『人と人』が発刊されたのであった。その『人と人』誌における添田の発言は、労働者教育の必要性とそのあり方をめぐる論点と、普選の実施による無産政党の出現をめぐる論点との二点に集中されている。協調会発足直後に労働者と懇談する機会を得た添田は、労働者達が異口同音に「教育の機会均等」を求めているのを聞いた。やがて、普選の実施によって協調会が協調主義を説く対象が被救恤的窮民としての労働者から選挙権を持った労働者に転化する事態が生じた時、教育と政治という二つの現実的契機に触発された形で、『人と人』誌における添田の発言がなされている。

添田の労働者教育論において特徴的なのは、階級闘争主義を排撃する主張が強烈鮮明に呈示されているのであるが、それではマルクス主義に替わるどのような思想なり理論なりが労働者の学習内容になるのかという点、その点に関しては必ずしも明快ではない点であった。添田が説くのは「勤労即道德」であり、「勤労即修養」であり、勤労を「生

命である」とする「自覚」であって、この自覚はそのまま国民としての自覚に結び付くものとされている（一九二二年四月）。国家官僚としての国家主義は、社会派官僚としての立場を明示するようになってからもさすがに見失われることなく、⁽³⁾国民観念の強調となっていた。

社会派官僚としての添田は、「今日の資本主義的社会組織」において「産業上における一切の実権が資本家の独占する所」となっている事実を承認する。そこで、資本主義的社会組織を「根底より否定せんとする思想」がだんだんと「蔓って」くるのは「據所なき次第」であることを認める。そこで社会政策の実行と産業組織の改善と労働者教育の必要が説かれるのであるが、その労働者教育の内容として示されるのは、さしあたっては、労働者の「奮起」であり「自己の修養と知識の啓発」であった（一九二三年一月）。

民衆政治

社会派官僚であるだけでなく同時に官僚政党内であった添田において、普選の実施による無産政党の出現状況に見られた無産政党乱立の事態は、既成政党の再編課題という枠組において論じられなければならないテーマとなっていた。労働者教育について論じる時と違って、このテーマは、闊達に、論旨鮮明に添田によって語られている。

協調主義とは、労働者が「産業の経営に参加」することでであると割り切る添田は、そのコーポラティズムの文脈において、労働者が選挙権者となる「民衆政治」を歓迎する。さらには、「民衆政治」の主な担い手となる無産政党に対して、「既成政党の弊害を牽制して、之を公明に導き有意義なるものと為す」ところの新政治集団としての評価を与える。添田は、労働者が「無産政党の組織に対し熱中するに至つた状勢」を「彼等が政治上に自覚せんとする一つの徴候である」と見なし、その「自覚」を「大ひに喜ぶ可き事であると云はねばならぬ」とするのであった（一九二五年二月）。添田の労働者教育論において不分明であった労働者の「自覚」の内容は、無産政党組織の担い手として

の「自覚」として明示されたのである。

普通選挙と無産政党

官僚政党内であったにもかかわらず、否、むしろ、官僚政党内であったからこそ、しかも、政友会から出発しながらまもなく保守第三党の立場を経験したからこそであったと見るべきであろうが、添田は、ようやく定着したかに見える政党内閣の状態については批判的であった。政党内閣に対し「常に公明を缺き：国民に安定を得しむる事が出来ず」との批判を与え、新たな「公明」政治勢力としての無産政党に期待をかける添田であった。

しかし、添田の期待は早くも一九二七年の府県会議員選挙によって裏切られる。普選を最初に実施した府県会議員選挙の実態は「依然従来の悪習慣其の跡を絶たず」という状態であった。添田は「将来果して普選制度の精神を完全を実現しうべきや否や」とする疑いを抱くに至った。府県会議員選挙で普選の実態を先取り観察した添田は、「昭和三年の大使命」と題する一論を発表し、そこで、「普通選挙と無産政党」について論じ、「無産政党と既成政党との関係」について大胆な議論を展開して見せる（一九二八年一月）。

添田の「昭和三年の大使命―普通選挙と無産政党」は、『人と人』最終号を飾る論文となった。この一論における添田の結論は、無産政党を「吸収」した「保守」と「進歩」の二大政党制の新展開を展望するものとなっていて、添田が『人と人』誌が廃刊に追いやられる事態の中で開き直った姿勢で筆をとった、その気迫が伝わる一論となっていた。

以上から次のように言えるであろう。

『人と人』誌に発表した添田の一連の論文の最後の議論が、「民衆政治」を構成する無産政党の出現を歓迎するに留まらず、鼎立し対立する無産政党諸党の合同を説き、無産政党に再編二大政党制の一翼となることを求める議論となっ

ていたのは印象的である。添田は、労働運動に政党政治展開局面において積極的な役割を果たすように求める労働政治論の展開地点に到達していたのである。しかも、添田の労働政治論は無産政党間の合同提起に留まらないで、既成政党と無産政党との「提携」による「保守的政党と進歩的政党との二大党の対立」体制を予想するところまで構想を飛躍させていたのであった。

階級闘争を否定する協調主義に与えられていたのは、労働の世界を労働の領域に留め置くという課題であった。普選実施に対応して展開された添田の労働政治論は、無産政党の政権参画の可能性を示唆するものとなっていて、それは協調会に与えられていた「社会政策に関する諸般の調査研究」と「其の実行」の枠を明らかに越えるものとなっていた。

『人與人』誌によって、農民労働党から労働農民党に至る経過と新生無産政党の綱領・規約・設立大会の様相が逐一、詳しく報道されていた。それらの報道を踏まえてなされた添田の労働政治論であった。第一六回衆議院選挙が普選第一回として行なわれたのは一九二八年二月であったが、『人與人』誌が廃刊に追いやられたのは、その直前の一九二八年一月であった。

いわゆる「満洲事変」直前の時期、政党政治の爛熟状況に対応して労働組合運動と無産政党の活動が再盛期を迎えた。添田の社会政策論は『人與人』誌廃刊の後もその基本姿勢を崩すことなく、労働政治論の方向性を堅持しつつ展開されていた。添田は協調会を代表する立場のまま民政党の議員として浜口内閣直属の社会政策審議会の委員となる。労働組合法添田私案の用意のあった添田は社会政策審議会における「審議の方向をリード」する役割を果たした。この時点で、添田の、総同盟など産業民主主義の立場に立つ労働組合を容認するコーポラティズムは、その労働政治論の志向性も含めて、協調会と内務省社会局の方針となり浜口内閣の主要施策となっていた。⁽⁴⁾

そして、浜口首相が狙撃され、「満洲事変」によって政党政治内閣としての民政党政権が倒壊する過程で添田は協会常務理事の地位から去ることになる。

(1) 前掲(一の注3)『添田敬一郎伝』四五ページ。社会派官僚でありながら革新官僚とは異質であった新官僚として添田を位置付ける試みについては前掲(三の注2) 拙稿「新官僚・革新官僚と社会派官僚」を参照。

(2) 日本における戦間期のコーポラティズムを、リベラルなコーポラティズム志向段階と国家主義コーポラティズム段階の二段階でとらえ、ネオ・コーポラティズムなる規定に第二次大戦後のコーポラティズム以上の意味を与えない把握については、拙稿「協議会コーポラティズムの構造」『大原社会問題研究所雑誌』第四五八号、一九九七年一月、を参照。コーポラティズムは、労働政治論の帰結であった。「労働政治」についての私なりの把握については「現代日本におけるコーポラティズムの展開―『政治改革』争点化の背景―」、『現代国家の理論と現実』(中央大学出版部、一九九三年)所収を参照。

(3) 社会政策による「社会改造」を求めながらも、労働問題においては「非国家的思想の発現」が「最も危険」とする国家官僚発想を堅持していた添田であった。そのような添田については、前掲(三の注2) 拙稿「新官僚・革新官僚と社会派官僚」で指摘したとおりである。

(4) 安田浩「内務省・民政党・総同盟と労働政策」『シリーズ・日本現代史3』岩波書店、一九九三年、参照。日本工業倶楽部と内務省社会局との争点は労働組合の法的承認をめぐるものであったが、その根底には労働総同盟から全総に至る、あるいは社会民衆党から社会大衆党に至る社会民主主義勢力評価の問題があった。この問題は内務省の内部における対立点ともなっていた。赤池濃(元警視総監)は、内務省社会局などが「社会主義陣営の所謂右翼分子を余程買被つて居たやうに我々も見て居た」との発言を残している。同上、安田論文参照。民政党の労働政策と添田敬一郎との関係について詳しくは、林博士『近代日本国家の労働者統合』青木書店、一九八六年、第五章を参照。

六、協調会の軌道修正

— 結びにかえて —

添田が協調会常務理事の地位から離れることになったのは一九三一年五月であった。なぜ添田が離れざるをえなかったのか、正史としての『協調会史』は、その理由について触れないまま、添田協調会の時代について「本会創立正に十星霜、多くの誤解や非難に対し忍苦の戦を続けつゝ、終始中正の大道を厳守し、赤誠を披瀝して労資両者の自省偕調を促し、微力を社会正義の実現に捧げ来つた」のであると描いている。⁽¹⁾これは、まさに添田に贈る「猷辞」であった。

協調会の実質上の代表者であった添田がその地位を去るに至つた経過は、添田のリベラルなコーポラティズムが挫折する経過となつていた。添田が公然と唱えた労働政治論は、ようやく台頭し始めた国家「革新」の動向を厳しく拒否する挑戦的な社会「改造」論の提示となつていた。そのような、添田・協調会における「日本主義運動国家主義運動の陣営に対しての毛嫌い」は、日本主義運動派によって感知されていた。添田の労働政治論は、日本主義運動派の真正面からの攻撃に曝されることになった。「マルキシズム陣営の七花八裂的対立抗争の中に在つて、協調的仮面を被れる社会民主主義者の中に或る一派が、進んでこの機関を利用せんとするに身を任せて、其処にのみ安住の天地を見出さうとした」とする非難が、添田の引退にあつてなされた論評となつて⁽²⁾いる。

添田協調会は、資本の側からなされる正面からの攻撃を受けるだけでなく、日本主義の側からなされる背面からの攻撃をも受けていたのである。一九二〇年代半ばの政党政治展開期における財界からの批判を永井常務理事の退任で交わした添田協調会であったが、一九二〇年代後半の政党政治崩壊期における外部からの総攻撃の前には、なす術も

ないまま代表常務理事・添田の交替に追いやられたのであった。

添田が常務理事を辞任させられた内情について、正史としての『協調会史』が語ることがなかったように、添田の伝記もまた詳しく語ることを避けている。「添田敬一郎氏は、昭和六年五月九日協調会常務理事を辞して一理事となり、政界に入った」と簡潔に記されているだけである。⁽³⁾詳しく語っているのは、添田の後を継いで常務理事の職に就いた内務官僚としての吉田茂のほうの伝記であった。因に、内務官僚である吉田茂は、外務官僚の吉田茂と同性同名の別人である。

吉田協調会成立の背後にいたのは金鶏学院の保岡正篤であった。実際に事を運んだのは内大臣・牧野伸顕であったが、その牧野を動かしたのは保岡正篤であった。牧野から協調会会長の徳川家達へ、協調会副会長の澁澤栄一へ、同副会長の床次竹二郎へと「下命」があつて吉田協調会が成立したと証言するのは町田辰次郎である。町田は吉田協調会成立後に協調会常務理事となつて協調会が産業報國會の母体となる方向を辿る先端に立った人物であった。その町田によれば、添田更迭の理由は、第一に添田が「政治に関係しておつたということ」にあり、第二に「御時世」にあつたのであつた。⁽⁴⁾

以上の経過をまとめると次のようになる。一九二六年七月、まず、常務理事の永井亨が辞任を迫られた。その後、一九二八年一月、『人と人』の廃刊が発表された。次いで、藤井悌が去る。そして、添田が常務理事職を追われたのが一九三一年五月であった。この変動過程は、添田協調会のリベラルなコーポラティズムが挫折する過程となっている。以上から、『人と人』誌の廃刊の理由を特定することは記録資料の面で困難であつたが、同誌の廃刊が初期の添田協調会が後期の吉田協調会に軌道修正される一つの環となつていたことを確認出来る。

添田の更迭について詳しく語ることをしなかつた『添田敬一郎伝』であつたが、第二次世界大戦後の添田について

は、やや詳しい記述を試みている。第二次大戦終了とともに、添田は協調会理事としての活躍を再開し、やがて、協調会会長職に就く。戦後直後の協調会理事会で、労働立法制定に向けて対政府活動を展開すべきであると「第一声を発した」のは添田であった。帝国議会はその最終局面でついに労働組合法を制定するに至ったが、同法案審議の特別委員会の委員長として「見事な裁き」を見せたのは添田であった。⁽⁵⁾戦後民主主義の起点に、添田のリベラル・コーポラティズムと労働政治論が据えられた経過を記録して『添田敬一郎伝』は終わっている。

(1) 前掲(一の注2)『協調会史』六三ページ。

(2) 小林五郎「協調会論」『社会運動往来』一九三二年六月、参照。伊藤隆『昭和初期政治史研究—ロンドン海軍軍縮問題をめぐる諸政治集団の対抗と提携—』東京大学出版会、一九六九年、六四ページをも参照。

(3) 前掲(一の注3)『添田敬一郎伝』七三ページ。

(4) 吉田茂伝記刊行編集委員会(委員長・後藤文夫)『吉田茂』同委員会刊、一九六九年、「第二部、座談会。三、協調会時代」。同書、一五七〜一五九ページ。町田は、大川周明らによる協調会乗っ取りの「陰謀」についても証言を残している。前掲(一の注4)拙稿「協調会と大原社研」の「三の注4」を参照。

(5) 前掲(一の注3)『添田敬一郎伝』七六〜七九ページ。

以上

【付記】 『人と人』誌における塩沢昌貞

内務官僚の府、協調会において、永井亨や藤井悌は異色の人物であったが、早稲田大学の教授塩沢昌貞の場合、協調会理事としては国家官僚集団、協調会におけるかなり異色の存在となっていた。塩沢の短いエッセイが雑誌『人と人』に発表されているので、その要点を紹介しておきたい。

まず、塩沢昌貞の履歴の概略をある碑文に見ることにする。早稲田大学政経学部棟の中庭に小さな胸像が座してい

る。塩沢の胸像であり、以下はその脇銘文である。

塩沢昌貞（しおざわまさただ）先生は 明治三年水戸に生まれ 幼にして漢学を学びその才を認められた 明治十九年 笈を負って上京 本学部の前身東京専門学校英語政治科に入学 明治二十四年 首席をもって卒業 明治二十九年から明治三十五年まで アメリカ合衆国のウイスコンシン大学 ドイツ国のハレ大学 ベルリン大学に留学 同年早稲田大学と名称を改めた本学 本学部生え抜きの教授第一号となった

以来 昭和十八年に定年により退かれるまで 本学部の教授 学部長として尽力されまた 学長 総長としても大学全体の発展のために献身された 本学の創設者大隈重信侯の智恵袋として 大隈侯の経倫に輝きをそえる役割を果たされたが 社会政策学会の主導者の一人として 自らも近代日本の発展のためのよき道筋をつくるべく努力された

先生は明治四十二年 本学出身者最初の法学博士となり 昭和九年には これまた初の帝国学士院会員に選ばれた 先生は昭和二十年七月七日 その生涯を閉じられたがここに建つ胸像は 昭和十五年先生の古希の寿として後輩後学の寄附金によりなるものである 製作者は彫刻界の名匠朝倉文夫である

平成三年三月

早稲田大学政治経済学部

塩沢は、大隈重信の後を継ぐ早稲田大学学長であり（一九二二年～三年）、総長であり（一九二三年）、在任期間一九九年という記録を残す同大学政経学部の学部長（一九三年～一九四二年）であった。^(*) 没年（一九四五年七月）の少し前まで早稲田大学の要職にあった人物である。早稲田大学政経学部の安部磯雄教授が社会民衆党の委員長となり、大山郁夫教授が労働農民党の委員長となった時の同学部の学部長であった経過に注目させられる。

(*)『早稲田大学百年史・第三卷』一九八七年刊（五二～五八ページほか）における記述、および、内田満「忘れられた先駆者・

家永豊吉（上・下）『UP』一九九六年五月、六月、を参照。内田論文によれば、塩沢がウィスコンシン大学のリチャード・T・イリーの力で学ぶ道を開いたのは家永豊吉であり、塩沢には家永との共訳書『威氏租税論』がある。

そのような塩沢であるが、社会政策学会における桑田熊蔵との関係からであろう、設立直後の協調会に理事として入り（一九二〇年一月）、終戦直前の没年までその地位にあった。協調会における塩沢の主な役職は、協調会が争議調停作業よりも重視し組織を挙げて取り組んでいた労働者教育事業の責任者としての社会政策学院院长の職であった。二五年間、四分の一世紀の間、塩沢は早稲田大学の要職と協調会の理事を兼務していたことになる。以下、『人と人』誌における塩沢の論調である（括弧内は同誌の発行年月）。

【人間味の社会と労働問題】（一九二二年一〇月）今や、工場委員制度は労働者よりも要求せられ、世論も亦之を認め、資本家側も之を考慮するの時機に達した事は、甚だ喜ばしい事であると思ふに附け、此の問題を研究するものが、更に深く根本に立ち入つて、其の終局の目的たる人間味の社会と言ふ事を、熟慮して貫きたいのであります。

【労働の人格化】（一九二二年一月）労働を生活の為めの手段と見る即ち業と認むべきは止むを得ない事である。然しそれだけでは真の生活の充実は期し難い：生活を得るの手段とは云へ、其の働きに於ては自ら其の中に楽しみを見い出す。即ち天職と認めると云ふ事があつて初めて人生の幸福が望み得らるゝのである…。

【平等の社会か優者の社会か】（一九二二年六月）僕は単純な平等が文化の低落を招くやうなことは特に注意しなければならぬと思ふ、そして、優者をして充分にその能力を發揮せしめる社会が何よりも必要であると思ふ。

【常識の相対性】（一九二三年一月）其一面や一部分だけならば其主張は是でもあり尤でもあるが、併し全体として観察する時は、孰方の主張も其儘では通し得ないといふことが如何なる場合にもあるのであります。…物事を全体から観察して、種々複雑な事情をよく見抜いて、全体の関係をよく理解して判断を下すのが、常識の本領であると考へるのであります。

【感情か勘定か】（一九二三年八月）事業の継続や、発展などの点に労働者自身も深く考慮するのである。従つて消費者側即ち一

般公衆からの同情を失はないのである。：産業は雇主のみの産業でもなければ、労働者のみの産業でも無くない、社会といふ大なる活舞台を対象として、初めて存在し発展するものであるから、社会一般の公正なる批判を得なければ、結局孰れも失敗に終るは、火を賭るよりも顯かなことである。：殊に労働争議の場合に於て、心の感情よりは十呂盤の勘定を中心に置くやうに心掛けて貰ひたい。

【争ひの落ち行く先】（一九二三年九月）よく考へれば階級は単に資本有産階級と労働無産階級と云ふ狭い範圍に限るものではない。如何なる人でも幾多の階級に属してゐる事が通常である。一人にして市の公民であると同時に家族の一員である、同業組合の一員でもあり、夫々の關係に於て色々の階級に属してゐるものである。：階級戦も論理的に押せば暴圧が自然の結果となる。

添田敬一郎における「社会連帯」、永井亨における「社会化」、藤井悌における「改良的社会主義」などと並ぶ基本観念を挙げるとすると、塩沢昌貞の場合は「人間的社會」ということになるであろう。塩沢の欧米の労働問題に関する理解にはかなり深いものがあつたと見受けられるのであるが、そのような理解が、いわゆる塩沢の言う「相対性」を尊ぶ「常識」観念に凝集してゐた。「常識」ある労働者による産業社會が塩沢の言う「人間味の社會」という構想になつてゐた。

塩沢の「常識」観念から導出されるのは、人間としての労働者をとらえ、労働者の人格に期待をかけ、労働者の労働観に「天職」観念の形成を求め、労働能力を人間個性の發揮とする視点で悪平等主義を克服し、労働者に自己を相對化する「公民」化を求める産業社會論であつたが、この「人間味の社會」論は、生存権的基本権観念によつて支えられていた。^(*)

(*) 塩沢は『社会政策時報』誌上で、早くも一九二〇年に、ワイマール・モデルとしての「人間らしき存在（メンシエンゲイル・ディゲス・ダーザイン）」観念を導入している。拙稿「新官僚・革新官僚と社会派官僚」『社会労働研究』第四三卷第一・二号、一九九六年一月、を参照

関東大震災に直面した塩沢は、第一次大戦を機会に「改造」が世の合言葉になってきたが「いよいよこれが実際の仕事となった」と指摘、そこで「社会奉仕的共同の任務」を説き、「公設市場」を提起し、「社会政策の本領を發揮すべき時が来た」と説いている（一九三三年一〇月、一九二四年一月）。この提言が、塩沢の『人と人』誌における最後の発言となった。

協調会社会政策学院の同窓会報誌にも一、二の発言があり、その後の塩沢の協調会の内部における論調を窺うことができる。その一つを見ると、準戦時体制下にあつて、塩沢は「自由と統制の調節」について論じ、「ファッショとか、統制とか云ふことを盲目的に無条件に受け入れる」状態を「思想的偏食」であると厳しく突き放している。「自由主義或は自由思想」の意義の確認を「統制との調和」においてではあるが強く求めるといふリベラル派の面目を躍如とさせる論旨であつた（『主潮』第二二号、一九三四年八月）。やがて、協調会から産業報国会派が分立することになるが、塩沢は協調会籠城派であつた。

社会政策学院の初代院長は桑田熊蔵であり、第二代院長は添田敬一郎であり、第三代院長は田沢義輔であつた。第四代院長に永井亨が就任、一九二六年永井が協調会を追われた後、塩沢が第五代院長となり、戦前における同学院の代表者を二〇年近く務めている。塩沢の没後になるが、第二次世界大戦後、一九四六年三月から協調会解散時点の七月まで、大河内一男が短期間ではあつたが塩沢の後任として社会政策学院の院長を務めている。社会政策学院は、やがて中央労働学園大学となり、初代の中央労働学園大学の学長となつたのは、かつての協調会理事であり、社会政策学院の院長であつた永井亨であつた。一九五一年、中央労働学園大学社会学部は法政大学社会学部となる。

〔注〕本論稿は、文部省の「平成9年度、10年度科学研究費補助金、基盤C」の助成による研究成果の一部である。